

令和6年 7月 1日

文京区立小・中学校の保護者の皆様

文京区教育委員会

令和6年度のICTを活用した教育活動について

日頃より本区の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

本区の小・中学校におきましては、全児童・生徒に1人1台のタブレット端末を貸与し、学校の教育活動に使用しております。また、ご家庭に持ち帰り、臨時休業等における学習や家庭学習等にも活用しております。つきましては、下記の点についてご理解とご協力をお願いします。

記

1 タブレット端末を活用した教育活動について

各教科等の指導において、タブレット端末を効果的に活用することで、児童・生徒の興味・関心を高め、情報活用能力を育成するとともに、分かりやすい授業や「主体的・対話的で深い学び」の実現及び個に応じた指導の充実を目指します。

2 学習支援ソフトの活用について

学校及び家庭において学習支援ソフトを活用した学習を行い、児童・生徒が自主的に問題に取り組んだり、自分自身の学習の記録を確認したりすることができます。また、教員が個別の学習の記録を確認することにより、個に応じた指導を充実させるとともに、繰り返し学習させることで基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させることを目指します。

3 家庭でのインターネット接続について

オンラインを活用した学習や家庭学習を行う等、必要に応じてタブレット端末の持ち帰りを実施します。タブレット端末を家庭でお使いの際は、家庭のインターネット環境に接続してご利用ください。

また、貸与するタブレット端末をインターネットに接続する環境が家庭に無い場合には、インターネット環境を整備いただきますようお願いいたします。通信事業者は各家庭で自由にお選びいただけますが、区が所有しているモバイルWi-Fi本体を無償で貸与し、各家庭において区と提携する事業者とSIMカードを有料でご契約いただくことも可能です。詳細につきましては、別添「モバイルWi-Fi（本体のみ、通信料別）の貸与について〈参考〉」をご確認ください。

4 就学援助が認定された世帯について

就学援助が認定された世帯に対しては定額を通信費として学習支援費に含め支給します。区のモバイルWi-Fiを借り、SIMカードを契約した場合の月額費用を一律支給額の目安にしておりますが、別の機器を契約し、通信環境を整備しても構いません。これにより、差額が発生した場合はご家庭での負担をお願いします。

5 保護者の皆様へのお願い

- (1) タブレット端末は区からの貸与品です。大切に扱うようご指導ください。紛失や故意による破損の際には弁償していただくことがあります。なお、卒業、転出の際には本体及び付属品一式を返却していただきます。
- (2) タブレット端末の故障や紛失の際は、速やかに学校へご連絡ください。
※ 端末に記載されている電話番号へはご連絡しないようにしてください。
- (3) 個人のIDやパスワードなどは絶対に他人に漏らさないようお願いします。
- (4) 児童・生徒が有害サイト等にアクセスできないよう、フィルタリングの設定をしているとともに、使用できる機能を制限しております。それでも有害サイト等にアクセスしてしまった場合は、すぐに電源を切り、学校にご連絡くださいますよう、お願いします。
- (5) 学校でもタブレット端末の使い方を指導していきますが、家庭での使用については、保護者の皆様にもご協力をお願いします。
- (6) 家庭での使用ルールについて、各校の「タブレット端末の使い方のルール」等を参照し、お子様と一緒に話し合って決めていただきますよう、お願いします。
- (7) 夜間の時間帯における、タブレット端末のインターネット利用を制限します。以下の時間帯では、インターネットが利用できなくなるためご注意ください。
【小学校】 22時から6時まで / 【中学校】 0時から6時まで

6 個人情報の取扱いについて

- (1) Microsoft365のアカウント登録や学習支援ソフト※等の設定、またお子様の学習状況の記録のため、ツール事業者にお子様の個人情報※を提供する場合があります。収集した個人情報を、本目的以外の用途で利用することはありません。また、ツール事業者以外の第三者への提供はありません。
※ 学習支援ソフト…「Teams」、「L-Gate」、「ミライシード」、「e-ライブラリ」、「AIAIモンキー」、「ロイロノート（特別支援学級のみ）」
※ 個人情報…児童生徒の氏名、学校名、学年学級、出席番号、学習の記録
- (2) お子様が作成したデータ等をMicrosoft社等が提供するクラウド上に保存する場合があります。
- (3) 不適切な利用がないか確認するため、区教育委員会では通信状況や閲覧履歴等の操作ログを収集しております。不適切な利用がある場合には、学校から連絡させていただきます。また、遠隔で操作する場合があります。

7 お問合せ

指導内容に関すること	教育指導課	5803-1300
モバイルWi-Fiの貸出しに関すること	学務課施設担当	5803-1297
就学援助に関すること	学務課学事係	5803-1295